

令和 6 年 3 月定例会提出条例について（当初分）

〔市民総務部総務課〕

【目次】

1	福知山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	1 P
2	福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例	1 P
3	福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1 P ～ 2 P
4	福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例	2 P
5	福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	3 P
6	福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3 P
7	福知山市介護保険条例の一部を改正する条例	3 P ～ 4 P
8	福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例	4 P ～ 10 P
9	福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	10 P
10	福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例	10 P

11	福知山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	10P ～ 11P
12	福知山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	11P

1 福知山市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：資産活用課 電話：（直通）24-7068（内線）4340】

1 改正の理由

普通財産の更なる有効活用を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

普通財産の無償貸付又は減額貸付ができる場合について、規定を加えることとした。

（第4条関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

2 福知山市消防手数料条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：消防署予防課 電話：（直通）23-5119（内線）2420-110】

1 改正の理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料を改めることとした。

（別表関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

3 福知山市国民健康保険条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：保険年金課 電話：（直通）24-7015（内線）2260】

1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）退職者医療制度について廃止するとともに、文言の整理を行うこととした。

（第10条から第12条、第14条から第14条の3、第14条の5から第14条

の6の9、第14条の7、第17条、第18条の2、第18条の4及び第18条の5関係)

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を22万円から24万円に改めることとした。

(第14条の6の10関係)

(3) 保険料の減額の対象となる所得基準について、次のように改めることとした。

(第18条の2第1項関係)

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を29万円から29万5千円に改めることとした。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を53万5千円から54万5千円に改めることとした。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例(一部改正) 【担当課：消防本部総務課 電話：(直通) 24-0119 (内線) 2420-206】

1 改正の理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 消防作業等従事者、救急業務協力者又は訓練参加者に係る補償基礎額の最低額を9,100円とすることとした。

(第5条第2項関係)

(2) 非常勤消防団員の損害補償の補償基礎額を次のように改めることとした。

(別表関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

3 施行期日

令和6年4月1日

5 福知山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：子ども政策室 電話：（直通）24-7055（内線）6201】

1 改正の理由

地域子ども・子育て支援事業に関する事務において利用する特定個人情報を追加することに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

地域子ども・子育て支援事業に関する事務において利用する特定個人情報に、生活保護関係情報を加えることとした。

（別表第2関係）

3 施行期日

令和6年4月1日

6 福知山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：子ども政策室 電話：（直通）24-7083（内線）6260】

1 改正の理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

（1）重要事項の掲示について、施設での掲示に加え、インターネットを利用した掲示義務を加えることとした。

（第23条関係）

（2）新たな情報通信技術の導入・活用に円滑に対応できるよう、磁気ディスク等の特定の記録媒体の使用を定める規定を改めることとした。

（第53条第2項関係）

3 施行期日

（1）令和6年4月1日

（2）公布の日

7 福知山市介護保険条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：高齢者福祉課 電話：（直通）24-7013（内線）2140】

1 改正の理由

介護保険法施行令の一部を改正する政令等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 令和6年度から令和8年度までの保険料の賦課について定め、現行の所得段階13区分から15区分へ多段階化するとともに、保険料率について改めることとした。

(第4条第1項関係)

(2) 令和6年度から令和8年度までの低所得者についての保険料の減額賦課について定めることとした。

(第4条第2項から第4項関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第6条第3項関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

8 福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：高齢者福祉課 電話：(直通) 24-7013 (内線) 2140】

1 改正の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 福知山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年福知山市条例第29号）の一部改正

(改正条例第1条関係)

ア 指定居宅介護支援の提供に当たる常勤介護支援専門員の人員基準について、要介護者35人から44人にする等規定を改めることとした。

(第4条第2項及び第3項関係)

イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の限定を緩和することとした。

(第5条第3項関係)

ウ 居宅サービス計画における各サービスの割合及び各サービスの提供回数のうち、同一事業所が占める割合について説明することを努力義務とすることとしたほか、電磁的記録媒体等に係る文言の整理を行うこととした。

(第6条第2項から第9項、第33条第1項関係)

エ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、また、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定めることとした。

(第15条第2号の2及び第2号の3関係)

オ 介護支援専門員の利用者に対する面接は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングも可能とする規定を加えることとした。

(第15条第15号関係)

カ 重要事項の掲示について、ウェブサイトに掲載する義務を定めるほか、文言の整理を行うこととした。

(第24条関係)

キ 身体的拘束等を行う際のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定め、文言の整理を行うこととした。

(第31条第2項関係)

ク 文言の整理を行うこととした。

(第3条第4項、第15条第14号及び第29号関係)

(2) 福知山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年福知山市条例第44号)の一部改正

(改正条例第2条関係)

ア 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の限定を緩和することとした。

(第7条、第48条、第59条の4、第59条の24第1項、第62条第1項、第66条第1項、第111条第1項、第121条、第131条、第166条、第192条第1項関係)

イ 電磁的記録媒体に係る文言の整理を行うこととした。

(第9条第2項、第203条第1項関係)

ウ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、また、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定めるほか、文言の整理を行うこととした。

(第24条第8号から第11号、第51条第5号から第9号、第59条の9第5号から第8号、第59条の30第3号から第7号、第70条第5号から第8号関係)

エ 重要事項の掲示について、ウェブサイトに掲載する義務を定めるほか、文言の整理を行うこととした。

(第34条関係)

オ 身体的拘束等を行う際のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定め、文言の整理を行うこととした。

(第42条第2項、第58条第2項、第59条の19第2項、第59条の37第2項、第79条第2項関係)

カ 事業者が兼務できるサービス類型を限定しないよう改めることとした。

(第83条第1項関係)

キ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することを定めるほか、文言の整理を行うこととした。

(第92条第5号から第9号、第197条第7号から第12号関係)

ク 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について定めることとした。

(第106条の2関係)

ケ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たって、利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していることを満たす協力医療機関を定めるように努力することを定めることとした。

(第125条第2項関係)

コ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないこととした。

(第125条第3項関係)

サ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(第125条第4項関係)

シ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行なければならないこととした。

(第125条第5項関係)

ス 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めなければならないこととした。

(第125条第6項関係)

セ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組が行われていると認められる特定施設について、置くべき看護職員及び介護職員の合計数を常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上とすることとした。

(第130条第11項関係)

ソ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たって、利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行

う体制を常時確保していること、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していることを満たす協力医療機関を定めるように努力することを定めることとした。

(第147条第2項関係)

タ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないこととした。

(第147条第3項関係)

チ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(第147条第4項関係)

ツ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行なければならないこととした。

(第147条第5項関係)

テ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めなければならないこととした。

(第147条第6項関係)

ト 指定地域密着型介護老人福祉施設は、配置医師及び協力医療機関の協力を得て緊急時等における対応方法を定めること、また、その対応方法について1年に1回以上見直しを行うことを定めることとした。

(第165条の2関係)

ナ 協力医療機関等について定めることとした。

(第172条関係)

ニ 個室ユニット型施設管理者は、その管理に係る研修を受講するよう努めなければならないこととし、文言の整理を行うこととした。

(第187条第5項及び第6項関係)

ヌ 文言の整理を行うこととした。

(第6条第5項及び第6項、第47条、第59条の20の3、第65条第2項、第82条第6項、第107条第2項、第125条第7項及び第8項、第127条第2項、第128条、第130条第7項、第147条第7項、第148条第2項、第149条、第151条第8項、第152条第2項、第167条、第176条第2項、第177条、第189条、第191条第7項、第197条第1号、第201条第2項、第202条関係)

(3) 福知山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成26年福知山市条例第25号)の一部改正

(改正条例第3条関係)

ア 令和6年4月から指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることから、人員基準、管理者等に係る規定を加え、文言の整理を行うこととした。

(第4条、第5条、第6条第3項、第12条第2項及び第3項、第32条第29号関係)

イ 電磁的記録媒体に係る文言の整理を行うこととした。

(第6条第4項、第35条第1項関係)

ウ 重要事項の掲示について、ウェブサイトに掲載する義務を定めることとした。

(第23条第3項関係)

エ 身体的拘束等を行う際のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定め、文言の整理を行うこととした。

(第30条第2項関係)

オ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、また、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定めるほか、文言の整理を行うこととした。

(第32条第2号の2及び第2号の3関係)

カ 担当職員の利用者に対する面接は、テレビ電話装置等を活用したモニタリングも可能とする規定を加え、文言の整理を行うこととした。

(第32条第16号関係)

キ 文言の整理を行うこととした。

(第6条第2項、第13条、第14条、第23条第1項及び第2項関係)

(4) 福知山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年福知山市条例第45号)の一部改正

(改正条例第4条関係)

ア 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内の限定を緩和することとした。

(第6条第1項、第10条第1項、第72条第1項関係)

イ 電磁的記録媒体に係る文言の整理を行うこととした。

(第11条第2項、第91条第1項関係)

ウ 重要事項の掲示について、ウェブサイトに掲載する義務を定めるほか、文言の整理を行うこととした。

(第32条関係)

エ 身体的拘束等を行う際のその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定め、文言の整理を行うこととした。

(第40条第2項関係)

オ 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を

除き、身体的拘束等を行ってはならないこと、また、身体的拘束等を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することについて定めるほか、文言の整理を行うこととした。

(第42条第10号から第16号関係)

カ 事業者が兼務できるサービス類型を限定しないよう改めることとした。

(第45条第1項関係)

キ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること、身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること及び従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施することを定めることとした。

(第53条第3項関係)

ク 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置について定めることとした。

(第63条の2関係)

ケ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関を定めるに当たって、利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していることを満たす協力医療機関を定めるように努力することを定めることとした。

(第83条第2項関係)

コ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならないこととした。

(第83条第3項関係)

サ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととした。

(第83条第4項関係)

シ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行なければならないこととした。

(第83条第5項関係)

ス 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めなければならないこととした。

(第83条第6項関係)

セ 文言の整理を行うこととした。

(第9条第2項、第44条第6項、第53条第1項、第64条第2項、第79条、第83条第7項及び第8項、第85条第2項、第86条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

9 福知山市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）
【担当課：市民病院 電話：（直通）22-2101（内線）71-8688】

1 改正の理由

福知山市民病院の診療科目の増設等に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 診療科目に膠原病^{こう}内科、呼吸器外科、消化器外科及び乳腺外科を加えることとした。

(第3条第2項関係)

(2) 京都府の保険医療計画に係る基準病床数の見直しに伴い、市民病院の病床を1床減らし353床とすることとした。

(第3条第3項関係)

(3) 文言の整理を行うこととした。

(第6条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

10 福知山市教育集会所条例の一部を改正する条例（一部改正）
【担当課：人権推進室 電話：（直通）24-7021（内線）2210】

1 改正の理由

福知山市教育集会所の指定管理者制度終了に伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正の内容

指定管理に係る条文を削り、文言の整理を行うこととした。

(第3条から第8条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

11 福知山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：経営総務課 電話：（直通）22-6503（内線）72-201】

1 改正の理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

文言の整理を行うこととした。

(第8条関係)

3 施行期日

令和6年4月1日

12 福知山市水道事業給水条例の一部を改正する条例（一部改正）

【担当課：経営総務課 電話：(直通) 22-6503 (内線) 72-201】

1 改正の理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律等の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

2 改正の内容

(1) 水道法に係る所管大臣の変更に伴い、文言の整理を行うこととした。

(第5条、第41条第2項、第44条関係)

(2) 水道技術管理者の資格要件の一部について、所管大臣の変更に伴い、文言の整理を行うこととした。

(第50条関係)

3 施行期日

(1) 令和6年4月1日

(2) 公布の日から起算して1年3月を超えない範囲において規程で定める日